公益社団法人中部圏不動産流通機構

令和８年度　事業計画書

（自）令和８年　４月　１日
（至）令和９年　３月３１日

当機構は、宅地建物取引業法第５０条の２の５及び第５０条の３の規定に基づき、不動産取引の適正の確保と不動産流通の円滑化を目的に、不動産取引市場を取り巻く様々な環境変化への対応及び消費者保護を図るために、レインズシステムの適正な運営と情報の管理・提供を行ってまいります。

本年度は昨年度に引き続き、流通機構の将来の在り方を見据え、レインズシステムの安定稼働等の諸問題の改善の検討、併せて各種規程等の周知徹底を図り、レインズ利用の適正化を重点事業として、不動産流通の発展と消費者保護に資する事業等の公益事業を推進いたします。

公益目的事業

Ⅰ　不動産情報交換事業

１．レインズより、会員から宅地又は建物に関する情報の登録を受け、他の会員に対して当該情報の提供を行う。

２．不動産情報交換事業を利用する会員より、宅地又は建物に関する情報の登録が行われた場合、当該会員に対して登録済証の発行を行う。

３．会員から不動産成約情報の収集を行い、他の会員に対して当該情報の提供を行う。

４．レインズシステムの円滑な運営を確保するとともに、情報処理・システム管理の効率化、利便性及び安全性の向上、システム機能の改善・充実に努める。

５．４機構（当機構及び公益財団法人東日本不動産流通機構、公益社団法人近畿圏不動産流通機構、公益社団法人西日本不動産流通機構）統合レインズシステムについて、全国指定流通機構連絡協議会と連携し、円滑なシステム運用と組織運営を図り共同利用を行う。

６．レインズシステムにおいて、会員の利便性の向上及び利用促進、顧客への

サービスの向上を目指し、中部圏独自で会員に提供する機能について調査・研究を行う。

７．４機構で導入したステータス管理機能について引き続き検証を行う。

８．レインズシステム及びガイドライン等の理解を深める指導・研修活動をサブセンターと連携し実施する。

９．会報誌「中部れいんず」において、システム操作説明、規程・ガイドラインの改訂等を周知、その他会員の実務に資する情報・資料の提供を行う。

10．取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るため、流通機構の利用に係る諸規程・ガイドライン、成約報告の遵守等の諸ルールについての周知を行い、違反行為防止のための指導を行う。

11．規制改革実施計画（令和２年７月閣議決定）を踏まえ、国土交通省等と協力し、レインズにおける不動産流通市場の活性化、運用のルールの徹底等のための施策について、検討及び対応を行う。

前年度に引き続き、令和７年１月に実施したシステム面での改修について、運用の実効性のフォローアップや効果検証を行い、上記の規制改革実施計画を踏まえた検討に反映させていく。

12．国土交通省からの委託による不動産取引情報提供システム「レインズマーケットインフォメーション」への成約情報の提供、運用管理の実施等、行政機関、関係団体と密接な連携を図り、不動産取引の円滑化を図る。

13．次期レインズシステム（令和１２年実施予定）について、全国指定流通機構連絡協議会に「次期レインズ検討特別委員会」を設置し、現在、業界に生じている様々な変化を踏まえ、将来的なレインズのあり方を見据え、現システムの検証を行いながら検討を進めていく。

Ⅱ　調査・研究事業

１．レインズ登録情報を主要都市ごとに物件種別、築年数、平均価格、平均面積等を集計した「中部圏市場動向」及び四半期・年単位で集計した市況レポートをホームページに掲載する。

２．機構が保持する物件・成約情報等を活用し、会員および一般消費者が市場動向をより判り易く把握できるよう、公表情報の改善・拡充に取り組む。

３．関係各所に統計資料を提供する。

４．レインズシステムの運営改善に資するため、レインズシステム及び不動産流通全般に関わるコンピュータ関連技術の動向把握のための情報収集及び調査研究に努める。

その他の事業

１．組織強化促進事業

（１）専門委員会を開催し、機構の円滑な事業運営を図る。

（２）機構の円滑な運営を図るため、サブセンターとの連携を図る。

（３）財政の推移等に注意し、安定した財政基盤の確立を図る。

（４）全国指定流通機構連絡協議会の運営に参画し、４機構の連携を図るとともに、随時発生する諸問題についての検討を進める。

（５）関係官公庁・団体等に対する協力・要望・提言等を通して機構組織の強化を図る。

（６）公益社団法人として諸規定の改正等、より一層の適正な事業運営に努める。

（７）消費者及び会員に対し、機構のホームページ・不動産業界誌等への広告掲載を通じ、機構のＰＲを実施する。

（８）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い（令和７年４月１日施行）新会計基準への対応を図る。